

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 5 年 5 月 29 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

1 令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	3	2	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		3	2	0	1
	指導事項	出資・出捐団体	10	3	1	6
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		12	4	1	7
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		2	2	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		18	9	1	8	

※「今回措置を講じたもの」については、令和5年5月2日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
公立大学法人 岐阜県立看護大学	医療福祉連 携推進課	特定の償却資産の指定に係る申請事務において、償却資産に該当しない消耗品を含めて申請したことにより、指定を受けた特定の償却資産の内容に誤りが認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指導事項については、令和5年3月10日付けで県所管課に訂正報告を行った。 当該事案の発生原因は、特定の償却資産の指定に係る申請に際し、確認が不十分であったことである。 今後は、申請書に確認書類として支出契約決議書及び契約書の写しを添付することにより、償却資産に該当しないものが含まれていないことを確認したうえで、県に申請を行うこととする。 なお、固定資産台帳への登録については、それぞれ償却資産及び消耗品として適正に行われていたので、決算数値を修正する必要がないことを確認した。